

第5 介護支援給付指定介護機関

都道府県知事は、管内の事業者のうち、生活保護法に基づく指定介護機関の指定を受けているものについて、その事業所毎に次により指定介護機関の指定を行うこと。

1 指定介護機関の指定基準

- (1) 法施行前に生活保護法により指定を受けた介護機関については、法附則第3条により指定を受けたものとみなす。
- (2) 法施行後、新たに指定を行う介護機関については、生活保護法による指定を受ける際に同時に中国残留邦人等に対する支援給付の指定を行うものとする。

この場合、生活保護法による指定申請様式において、中国残留邦人等に対する支援給付の指定申請を兼ねる旨を明らかにすれば、同一の書面で提出させて差し支えないこと。

- (3) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅支援給付により入居できる額であること。

〔住宅支援給付により入居できる額について〕

問1 介護支援給付運営要領第5の1の(3)の「住宅支援給付により入居出来る額」とは具体的にどの額をいうのか。

答 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領」（平成20年3月31日社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知）第6の3の(1)の才による「限度額に1.3を乗じて得た額」の範囲内の額をいう。

ただし、被支援者の入所に際し「限度額に1.3を乗じて得た額」の適用が認められるものは、同通知において認められる場合と同様、「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当する場合に限られるので留意すること。

2 選定サービスの取扱い

指定介護機関は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第48条第3項第2号に規定する特別な浴槽水等の提供その他の介護サービスの提供において利用者の選定により提供される特別なサービス（以下「選定サービス」という。）については、介護方針告示に掲げるものを除くほか、被支援者の選択に基づき提供し、当該選定サービスに係る費用を被支援者から徴